

平成28年度第2回長野県契約審議会

日 時 平成28年9月8日(木)
13時30分から16時00分
場 所 県庁議会棟 第1特別会議室

1 開 会

○事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第2回長野県契約審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めます会計局契約・検査課、企画幹の岡沢雅孝でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして進行してまいります。本日は10名の委員の皆様にご出席いただいております。長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により過半数の定足数を満たし、会議が成立していることをまずご報告いたします。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせ申し上げます。なお、会議の終了時刻につきましては16時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性があるものですので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の清水でございます。本日は碓井会長をはじめ、委員の皆様におかれましては大変ご多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、後ほど改めてご紹介を申し上げますけれども、今回から高橋委員さんに替わり、湯本委員さんを委嘱させていただいております。よろしくお願いいたします。

今日の契約審議会ですけれども、前回の審議会で案としてご了解をいただきました、競争入札等に参加する者に必要な資格等について、パブリックコメントを実施いたしました。その結果を含めて改めてご説明をさせていただきますので、ご意見をいただければと思っております。

このほか、県の入札制度の実施状況、それから前回の審議会でお示しするとした、週休2日を確保するモデル工事の実施状況等のご報告もさせていただきますこととしております。

大変限られた時間の中でございますけれども、忌憚のないご意見をいただきますよう

お願い申し上げます、簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○事務局

ここで、会議事項に入る前に委員のご退任のご報告と、新たに委嘱させていただいた委員をご紹介します。

高橋精一委員が、一身上の都合によりまして7月14日付でご退任されたことから、労働者の代表といたしまして、連合長野に委員の推薦を依頼したところ、自治労長野県本部副中央執行委員長長の湯本和正様をご推薦いただきましたところから、8月22日付で、湯本様を新たに委員として委嘱させていただきました。

申し訳ございませんが、湯本委員さん、一言、お願いいたします。

○湯本委員

ご紹介いただきました、湯本和正と申します。高橋委員の代わりに連合長野から推薦を受けまして、立場は先ほどご紹介ありましたように自治労長野県本部の副中央執行委員長を務めております。もとは長野県職員労働組合の委員長も務めておりまして、さらにもとをたどると県職員だった立場でございます。7月末をもって退職をしております。

そういう立場で、また連合長野という立場、そして県職員の立場でもあったわけですが、そういった経験を生かしながら、この審議会のお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

湯本委員さん、ありがとうございました。

それでは、4の会議事項に入りたいと思います。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、確井会長さんに会議事項の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

○確井会長

大変暑い夏がまだ進行中かもしれませんが、お集まりくださいましてありがとうございます。先ほど4時までと告げられましたけれども、今日は大雨も予想されておりますので、できれば円滑に進行して、一刻も早く皆さんが無事に帰りつくようお願いしたいと思います。

もっとも今日から加われた湯本委員におかれては、県庁内に常駐しておられるという

ことで、これは最も近い場所でございますけれども、よろしくお願いたします。

それではお手元の次第で4、会議事項というのがありますけれども、その(1)審議事項のア、前回審議会の主な意見について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

1ページの資料1をごらんください。前回、平成28年度第1回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。

内容は1ページに記載のとおりでございますが、対応案等の網掛け部分は、前回審議会事務局から説明、回答したものに補足等を加えた項目でございます。このうち、入札参加資格の関係につきましては、パブリックコメント等を踏まえたものを資料2の中で説明いたします。また、建設工事において週休2日の確保を評価する総合評価落札方式の試行につきまして、モデル工事の状況を資料6でご説明いたします。

また、しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度に関しましては、契約・検査課の担当者からご説明いたします。

○事務局

1号県産品による試行に関するご質問に関しまして、小澤委員からいただいたご質問に対しましてご説明いたします。

こちらについては、前回審議会でご報告をさせていただきました後、産業政策課産業戦略室において、この8月に試行対象となる品目に関する要項を定めまして、庁内への周知を図り、県産品利用促進への取組をお願いしているところです。

今のところ、1.1倍以内での優先調達のかかった案件はございませんが、今後、各部署のニーズや状況を見ながら、県産品の活用範囲を広げるために必要な取組について検討いたしまして、2号、3号県産品につなげていければと考えております。

引き続き定めました別紙要綱につきまして、産業戦略室の担当者よりご説明申し上げます。

○事務局

別紙のとおり、しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度の試行県産品に関する要綱ということで、皆様のほうに以前からお示しさせていただいたとおり、県庁内各課にて持っております認定制度、指定制度等を庁内に照会したところ、当初からご提示させていただきました1～9につきまして、これに基づいて試行するため、県産品として指定しているところでございます。

第4条のところ、今後、もし庁内で調達できる認定制度がつくられましたらまた改めて追加するなり、試行の対象を広げていく場合もあるということで定めさせていただいております。

いずれにしても、8月1日からということで、庁内で引き続き優先調達の検討をしていただくように、機会を捉えて周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○碓井会長

よろしゅうございますか。それでお済みですか、事務局、よろしいですか。

○事務局

以上です。よろしく申し上げます。

○碓井会長

それでは、まず、この資料1の大きな紙に前回審議会からの主な意見が掲げられていますが、ここについて、皆様からご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

以前お願いしたんですけれども、1つは、前回見落としたんですけれども、取組方針の取組番号18と76につきまして、18については最低制限価格制度となっているようですが、76のほうでは最低制限価格となっておりまして、制度が落ちているんです。どちらも同じ表現にして整合性を図る必要があるのではないかと一応思っている次第です。

それから2つ目、新客観点数という言葉について、私、前回申し上げましたけれども、その後、私も考えてみましたが、県としては、これまでの経緯からこの表現、なかなか変えられないというお考えでしたら、せめて新客観点数の括弧書きとして「長野県評価点数」というのをつけられたらいかがでしょうかという意見です。参考意見として申し上げておきますので、今後の検討の参考にいただければと思います。その2点です。

○碓井会長

私、今、資料をたどりきれなくて。最初のほうのご意見、吉野委員、何番と何番ですか。

○吉野委員

18番と76番です。今日いただいた資料の中で、16ページと17ページにそれぞれ18番と76番が掲げてあります。それをごらんになっていただくと、はっきりわかると思います。

○碓井会長

事務局のほう、何か。

○事務局

ご指摘のとおり「最低制限価格制度」で統一したいと思います。これ、76番が最低制限価格制度の表現で最終修正されておりませんので、最低制限価格制度に直させていただきます。失礼しました。

○碓井会長

はい。それから後のほうの新客観点数についてはいかがでしょうか。

○事務局

委員のご指摘はおそらく、一番は新客観点数という言葉を聞いただけでは何のことかわからないということが一番の課題かと思っております。

○吉野委員

客観点数との関係で、誤解を受けてしまうのではないかと危惧しております。

○事務局

副題をつけるというのも一つの方法ですし、まあ、今回、この手続に入る段階でこの点数の持つ意味をきちんとご説明するのがまず先決かと思っておりますので、ご意見を参考にさせていただきながら、できるだけわかりやすい周知を図ってまいりたいと考えております。

○碓井会長

ほかに皆様からご質問とかご意見ありますでしょうか。奥原委員。

○奥原委員

前回の意見で、高橋委員さんが、取組番号75の適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の試行について、試行していただいて、結果を中間報告していただくというお話があったんですけども、まず、試行がもう始まっているかどうか、それから、どの段階で中間報告していただけるかどうか、また、年度内に実態を検証できるように進めていただきたいと思っておりますけれども、そのスケジュール感等を教えていただければと思います。

○碓井会長

事務局、どちらでしょうか。

○事務局

適正な労働賃金の支払を評価する総合評価ですが、前回のときに、夏以降というか、8月以降、公告になる予定と申し上げました。この制度につきましては受発注者とも事務的には大変煩雑な作業になるものであります。そして、大変申しわけありませんが、この要領作成に時間を要しているところでもあります。この9月から順次公告となります。対象案件は前回審議、試行の審議をお願いしましたときには8,000万円以上の対象工事としたところですが、今年度、国からの早期執行という中で、規模の大きな工事を大分先行して発注しております。実施に当たっては、8,000万円以下の工事も含んだ中で進めていきたいと思っております。今月以降、順次公告となっております。

また、状況につきましては審議会に報告させていただきたいと思っております。

○碓井会長

ほかにかがでしょうか、よろしゅうございますか。

後のほうの別紙のところと、それからリストがあって、これについて、私たち今までどういう認定制度があるかという質問をしたんですが、これはよろしゅうございましょうか。

イ 平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について

○碓井会長

続きまして、4（1）のイですが、平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について、まず事務局からご説明をお願いします。

○事務局

4ページの資料2-1になります。まずは建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直しという点でございます。

前回の契約審議会でお話しましたとおり、6月22日から7月22日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコメントの内容を先にご説明させていただきたいと思います。申しわけございませんが、資料の6ページ、2枚めくって6ページをごらんいただきたいと思います。全部で6件ございまして、上から説明をさせていただきたいと思います。

まず1のご意見ですけれども、更生保護における協力雇用主についてでございます。協力雇用主は犯罪や非行の前歴のため定職につくことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業者の方々をいいます。長野県には、平成28年1月末現在になりますけれども、756者の方々が協力雇用主としてご登録をいただいている状況でございます。これは都道府県別で全国上位であります。長野県の756者の内訳として145社が建設業という状況でございます。また、全国的にも半数近い道府県におきまして、既に入札参加資格審査において加点を行っている状況でございます。

今回のパブリックコメントで、長野県保護司会連合会、長野県更生保護協力雇用主会連合会、NPO法人長野県就労支援事業者機構の3団体の連名でご要望をいただいております。再犯防止には定職につくことが重要であり、登録企業を増やすことにより就労支援を行い、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、協力会社の登録を加点項目として追加していきたいと考えてございます。

2番につきましてですけれども、ISO14000を残してほしいというご意見がございました。これは対応方針、前回ご説明したとおりなんですけれども、経営事項審査で既に加点されているため、重複解消を図ってまいりたいと思っております。

3の熱中症予防等についてのご意見ですけれども、個々の現場での取組については、個々の工事現場で工事成績評定で評価を行ってまいりたいと思っております。また、オレオレ詐欺等の防犯への取組については多岐にわたるため、次回以降の検討課題とさせていただきます。

続いて、4のアドバンスカンパニーでございますけれども、アドバンスカンパニーは時期尚早とのご意見をいただいたんですけれども、仕事と家庭の両立、多様な働き方を推進することは担い手確保の観点からも重要であり、採用していきたいと考えております。

4、5にあります機械運搬具についてのご意見ですけれども、経営事項審査で既に加点されているため、今回、重複解消を図ってまいりたいと思っております。

5、6の新客観点数の廃止についてのご意見ですけれども、新客観点数は経営事項審査で評価されない工事の成績、労働環境等について県内企業を対象に評価するものであり、これにより施工能力を有し、地域に貢献する企業を適切に評価されることになり、品質確保や担い手確保の観点からも必要な制度であると考えております。

5の下段のほうにあります労働環境の改正についての意見なんですけれども、これも同じく建設産業における担い手確保の観点から必要なものと考えております。

以上が、パブリックコメントと県の対応方針でございます。簡単でございますけれども、ご説明させていただきました。

それを踏まえまして、2枚前の4ページに戻っていただきたいと思っております。

ここで左半分の1番になりますけれども、追加・拡充、前回2項目でお出ししたんですけれども、今回1項目追加しまして3項目ということでお願いしたいと思います。

①職場いきいきアドバンスカンパニーでございますけれども、これは前回から変更はございません。仕事と家庭の両立ができる職場環境への改善や、非正規職員から正規職員への転換等による雇用の安定などを図っていき、建設業の人材確保に努めていきたいと考えております。

②の週休2日についても、内容には変更はございません。建設業を魅力ある職場にし、新規職員など新たに人を雇い、また労働者を確保する上で必要な制度と考えております。

前回、ご指摘がありました年間休日の考え方なんですけれども、今回、具体的に記載をさせていただいております。この日数の考え方ですけれども、基本といいますか、週1日の休みの基本的考え方なんですけれども、日曜日、祝日、年末年始、これを基本といたしまして、4週5休はこれに月1回の土曜日休み、4週6休は月に2回の土曜日休み、4週8休は土曜日を全て休みとして算出したものでございます。これによって4週5休（または年間休日82日～93日）と記載してございます。

3番の「更生保護の協力雇用主」への登録の追加ですけれども、今回新たに追加する項目でございます。先ほどの説明のとおり、就労支援を行い、再犯を防止し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、登録企業に3点の加点を行ってまいりたいと考えております。

続きましてその他、右の半分になりますけれども、削除項目2項目でございます。ISOの関係、また固定資産「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格等でございますけれども、これは経営事項審査等の重複解消を図るため削除してまいりたいと考えております。

最後、内容変更でございますけれども、「長野県産業廃棄物3R実践協定」を排出事業者（建設業）に限定でございますけれども、こちらも前回の提案とおり、加点を排出事業者（建設業）に限定してまいりたいと考えております。

今後の予定ですけれども、本日の審議を経て最終決定を行い、10月1日を基準日として、その後、1月から2月にかけて建設会社の皆様から申請していただき、平成29年5月1日の運用を予定しております。その際にですけれども、追加・拡充の3項目につきまして、これからの広報といいますか、これから皆さんのところにお知らせするわけなんですけれども、基準日の10月1日では準備が間に合わないことも想定されますので、新たに追加した3項目につきましては、申請日に登録等されていけば加点していきたいと考えております。

次ページですけれども、現在の新客観点数の運用と今回の追加、拡充した部分を記載してございます。赤が追加、または追加拡充部分ですね。青が削除部分となりますのでご確認をしていただければと思います。以上、建設工事に関するご説明となります。

○事務局

では引き続きまして、資料2-2、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関しまして、改正案のみご説明を申し上げます。

前回の審議会でご審議いただきました改正案につきまして、建設部と同様、6月22日から7月22日までパブリックコメントの募集を行いました。こちらの参加資格の改正案につきましては、資料2-2の1番、改正内容のパブリックコメントについてにございますように、特段寄せられたご意見はございませんでした。

この結果に基づきまして、29年度・30年度につきましては、前回ご説明申し上げたとおり、県内企業への加点項目として、2の①にございます次世代育成支援対策推進法による取組とともに、女性活躍推進法に基づく行動計画を作成した場合への加点、及び2の②にありますように、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を受けた場合への加点の2つについて改正を行いまして、実施してまいりたいと考えております。

なお、今回の審議会でご了承いただきました場合、今後の入札参加資格更新に向けたスケジュールを3にお示ししてございます。私どもの場合、建設と違いまして基準日という指定ではなく、申請の日をもったその状況で加点をしてみたいというようなやり方をさせていただいております。また、参加資格の付与が4月1日付となっておりますので、更新に向け事務の滞りなきよう行ってまいりたいと考えております。

○事務局

8ページをごらんください。森林整備の資格総合点数に、建設業と同様に週休2日を追加したいという内容になっております。

森林整備業務につきましては、第2回の審議会からとなってしまいましたけれども、理由としましては、森林整備の入札制度の業者登録されている方は、約7割は建設業者さんが占めておりますので、このことから建設部の動向を見て、制度としておおむね固まったところで今回の提出をさせていただいております。

まず1番、「森林整備業務の入札参加資格について」ということで、(1)の「資格申請要件」ですけれども、資本金の額や県民税等の滞納のないこと、業務管理者・専門技術者・技術作業員2名以上、こういった項目が申請要件となっております。

(2)「資格総合点数」につきまして、過去に経営規模の小さい業者が規模の大きい工

事をとって問題になったことがありまして、平成20年度から2番の、1番下の表で「格付別点数及び金額」の表のとおり、森林整備についても格付と発注標準金額を設定しております。

「資格総合点数」につきましては、「客観的事項の総合評定値」と「新客観的事項の総合評定値」を加算したもので計算しております。「客観的事項の総合評定値」につきましては、右側の表に移りまして、「森林整備工事実績の完成工事高評点」と「技術職員の数を点数」化しまして算出しております。

「新客観的事項の総合評定値」につきましては以下の項目を加点しております、「経営基盤」につきましては林業労働力確保促進法による認定事業体、「直営能力」につきましては林業機械の台数、「労働福祉」につきましては林退共、建退共に加入していること、また技術職員の新規雇用した場合、「労働安全」につきましては林災協に加入している場合、また振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合、「労働災害」につきましては労災を起こした場合は減点、「信用状態」につきましては指名停止を受けた場合に減点、「社会貢献」につきましては、前回の審議で入りました個人住民税特別徴収を実施している企業につきましては加点、そして今回、審議をお願いしております「労働環境」で、資格を審査基準日において週休2日制度の就業規則に規定している企業ということで、申請させていただいております。週休日の考え方につきましては建設業と同じになっております。

なお、そのほかの建設業のほうで挙げられている「職場いきいきアドバンスカンパニー」等の制度につきましては、森林整備を担う事業体がひとり親方のような小規模な事業体も多く、組織として森林整備業務以外のことを取り組む体力がなかなかない状態にありまして、可能な限り書類の簡素化をしていきたいということもありまして、最低限度の週休2日制のみとし、そのほかについては導入を見送りたいと考えております。以上です。

○碓井会長

はい、全部済んだということになりますか。

それでは、ただ今ご説明いただきましたことについて、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

2つあります。1つは資料2-1の関係で、更生保護の協力雇用主への登録を追加の件ですが、パブコメではこういうのをやってほしいという意見が出たから追加するんだけど、これについてはパブコメは出ていないんですか、ちょっと片手落ちではないかという気がするのが1つ。

もう一つ、森林整備業務の関係で、資料2-3で、客観的事項や新客観的事項のところに「合評定値」という言葉があるんだけど、これ通常、使う言葉なんですか。評定値でよろしいのではないか。それから、下のほうの新客観的事項の関係では、「合評定値に対する上限値」とあるのは、「新客観的事項の評定値に対する上限値」ではないかという気がします。ちょっと不自然ではないかという気がします。以上です。

○碓井会長

前のほうについてはいかがでしょうか。パブコメを取り入れたということ、再度、パブコメをかけるべきではないかという、そういうご趣旨ですかね。

○事務局

今、ご意見いただいたんですけれども、今回新たに追加したことについて、新たにパブコメは行わないのかということなんですけれども。

それに関しては今のところ行う予定はないんですけれども、十分な周知をしながら浸透を図っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○碓井会長

これは何か、委員の皆様から今の点についてご意見ありませんか。

これはほかでもいろいろ同種のことが起こり得るんだけれども、パブコメを取り入れた場合にパブコメがずっと続く可能性もあり得ると。微調整を図ると、またそれをかけなければいけないのか、これは一つの課題として少し記録に残しておいていただきましょうか。

それから後のほうはいかがでしょう、資料2-3のほうですね。

○事務局

申しわけありません、総合評定値の算出のところの、「総」という字が消えてしまっております。大変失礼しました。

○碓井会長

ほかはいかがでしょう。西村委員どうぞ。

○西村委員

すみません、私、しばらく講義日と審議会の日が重なったりして欠席しております、全体の仕組みの理解がいま一つ、判然としないところがありまして、いまさらの質問で申しわけないんですけれども。

この参加資格申請に対する点数と、それから競争入札本体に関する点数との関係というのはどういうことになっているのでしょうか。

○碓井会長

それでは、建設が一番わかりやすいかもしれません、建設でお願いします。

○事務局

すみません、前回の審議会につけた資料でしたので、今回、おつけしていないんですけれども、申しわけなかったです。

基本的に資格総合点数というもので判断いたしますけれども、その内訳として、建設

工事につきましては経営事項審査の総合評定値、これ全国一律の基準がございます。それにプラスして、今回の変更を提案しております新客観点数というものをプラスいたしまして、資格総合点数というものを各企業に付与してまいります。それに応じて区分がAであるとか、Bであるとか、Cであるとか、そういうものが決まりまして、受注できる金額が決まってくるということでございます。

○西村委員

その後、その区分に応じて入札する場合に、その資格として高い点数を持っている企業が入札自体に有利になるということはあるでしょうか。

○事務局

入札自体に有利、不利というのではなくて、その区分に応じたところに応札していただくという形でございます。

○西村委員

質問の根拠は、これに高い点数をとろうというモチベーションを持ってもらうのに、どういうメリットがあるのかなと思ったんですけれども。

○碓井会長

お答えいただけますでしょうか、どうぞ。

○事務局

非常に単純に申し上げますと、点数が高いほど、より金額的に大きな金額の工事に入札する資格を得ることができるという形です。

ただ、その幅がありまして、その中で一定の幅の中ですと、低い点数の方も高い点数の方も幅に入っていれば応札できる工事の規模は同じということで、その中ではインセンティブはつかないという形です。

○西村委員

パブコメのどれかにあったと思うんですけれども、企業規模ですとか、その企業が持っている技術によって高い金額を必ずしも請け負えないという場合も多分あると思います。そういう企業にとっては、ここで幾ら点数を稼いでも、別にA区分に応札する資格を得る必要がない、そういうことはないのでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうですか。

○事務局

今回の新客観点数につきましては、ある意味、任意的に出していただきますので、ですからあまり、極端な話を言うと、それほど必要ないところは出してこないというよう

な状況もございます。

○碓井会長

カウントしてもらいたくなければ出さないということですね。

○事務局

そういうこともあり得るか。あくまでこれ任意の提出ですので、こちらも必ずあれば出しなさいというものでもございません。

○碓井会長

ほかにかがでしょうか。湯本委員。

○湯本委員

新客観点数は通常の受注希望とか、通常の入札の制度となる建設工事の関係でいきますと、新客観点数のみでその評価をして入札条件を設定するような場合は、今は特にないということによろしいんですか。

例えば解体工事だとか、昔、そういった形で新客観点数の点数のみを条件に入札条件を設けていることがあったような気がするんですけども、今はないということですか。

○事務局

今はございません、そういうのは。

○碓井会長

ほかにかがでしょうか。では私からまた細かいことですが、資料2-3で何か読み間違えているのか、左側の(2)のイのところ、新客観的事項で「経営意欲」「労働安全」「信用状況」「社会貢献」となっているんですが、この言葉と、右側の新客観的事項の段の記載とは、一致しなくてもかまわないという前提でこの一覧表ができていますでしょうか。

つまり何を言いたいかということ、例えばこの左側にある、労働安全とか社会貢献、これは一致しているんだけど、信用状況は、右側では信用状態という言葉ですよ。それから左側の経営意欲は右側でどれに対応するのかわかりかねると、直感的にそう思ったんです。私の素人見かもしれませんが、確認させてください。

○事務局

申しわけありません。これもちょっと入力ミスの部分で、右側の表が前回の審議会というか、2年前の審議会でも出しています資料になりますので、右側の表の言葉が正しいです。申しわけありません。

○碓井会長

それではどういうふうに左側を直したらいいのか、ちょっとわかりかねますが、どう

直りますか。例えば信用状況は信用状態になるということですか。

○事務局

はい、そのとおりです。

○確井会長

それから、経営意欲はどうなりますか。

○事務局

これは調べないとわかりませんが、過去にまとめてあったものかもしれないので、経営基盤と直営能力をあわせて経営意欲というような表現をしていたかと思います。

申しわけありませんが、今、資料が手元にありませんので細かい部分はわかりません。

○確井会長

ではきちんと、もし分割させているなら分割という趣旨をどこかに書くとか、工夫をしていただいて整合性をとるようにお願いしましょうか。ですから条件つきということですね。はい、大窪委員。

○大窪委員

同じ資料2-3についてなんですけれども、これまでにご意見が出たことの追加なんですけれども、左と右の文言が、今、ご指摘の部分以外も齟齬があるので、合致するようにお願いしたいと思います。

例えば資格総合点数＝客観的事項＋新客観的事項ではなくて、それぞれの総合評価値ですよね。

細かいようなんですけれども非常に重要なことですので、よろしく願いいたします。

○事務局

わかりました。大変失礼しました。

○確井会長

そうですね、論理的に。ほかに、よろしゅうございますか。

今、2-1のところ、これはこれでいいと思うんですが、今後、課題として、これはむしろ契約・検査課が全体を調整する役割になっていると思いますので、原課の資料を基礎にしてご提案いただいているんですけども、一般の人から見た場合にバラバラな印象を受ける。表現の仕方とかスタイルとかそれはそれでいいのかもしれないんですけども。

これは業界で藏谷委員に伺いますが、自分の業界さえわかれば大丈夫ですか。こんなこと問題にするのは学者的なことですか。

○藏谷委員

いや、既にもう先入観で動いていますので、一言一句を見るという、あまりそういう習性が最近ないんだけど、さすが審議会の先生のご指摘かと感服しております。

おっしゃるとおりです。一般の人は、迷うかなとか、どちらが正しいのかなとか、違うのかなという言い分も確かにあり得ることかと思えます。

○碓井会長

まあ、それは今後の課題ということで。

それではこの件については、先ほどの箇所はよく精査していただいて整合性をとるような表現にさせていただくという条件付で、おおむね適当という結論を出させていただいてよろしゅうございましょうか。

(異議なしの声あり)

はい、どうもありがとうございました。

それで、ちょっと時間は早いようですが、ここで10分ほど休憩をさせていただきたいと思えます。

(休憩後)

(2) 報告事項

ア 県の入札等の実施状況について

○碓井会長

始めましょうか。それでは再開させていただきます。

次は4の(2)報告事項のア、県の入札等の実施状況につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

県の入札等の実施状況につきまして、まず建設工事及び委託にかかる受注希望型競争入札の実施状況を説明させていただきます。資料3-1、9ページをごらんください。

こちらの上段の表につきましては、27年度及び28年の4月から6月までの建設工事にかかる契約状況等となります。

太枠の部分、27年度につきましては1,789件の契約、これに対する平均参加者数、応札者数になりますが10.8者、平均落札率は92.7%となっております。28年度につきましては、6月までで217件の契約、平均参加者数14.1者、平均落札率は92.6%となっております。

(2) 近年の入札状況につきましては、落札額の総額と入札参加者数、落札率の推移につきまして、平成20年度以降の推移をあらわしたものになります。棒グラフが落札額、これは100万円単位になります。赤の折れ線が平均の落札率、黄緑色の破線が平均の参加

者数の推移をあらわしたものになります。

(3) 地域別(10ブロック)の動向となりますが、この10ブロックとは表のところに佐久、上小、諏訪等々ありますが、県の地方事務所単位、こちらの10ブロックというものになります。下段の地元受注率としまして、長野県計では件数で、一番右になりますけれども、88%、金額で85%が地元の受注者になっております。

資料、10ページをお願いします。委託の状況になりますが、27年度、1,378件の契約、平均参加者19.5者、平均落札率84.8%、28年度につきましては、6月までに275件の契約、平均参加者19.3者、平均落札率89.4%、これは昨年度同時期6月、昨年度の年間で84.8%に対しましては4.6%アップという状況になっております。本年4月に失格基準価格につきまして5%、引き上げになっております。

(2) につきましては、委託の落札額総額と入札参加者数、落札率の推移になります。

(3) につきましては、10ブロックの動向となります。

資料、11ページをお願いします。総合評価の実施状況になりますが、通常の受注希望型競争入札、これは価格だけによる入札になりますが、総合評価では、その価格のほかには工事の成績ですとか工事の実績、技術者の資格、こういった価格以外点というところも総合的に判断する入札方式になります。

工事につきましては一番右側、28年度40件、委託業務につきましてはこの6月までで42件、あわせて82件、総合評価を実施しております。こちらで、左側で区分というところに技術等提案型、簡易型とございますが、簡易型というものが先ほど申した、工事成績、実績、技術者資格等の価格以外点として設定するものになります。さらに企業からのコスト縮減ですとか、施工方法ですとか、環境対策ですとか、そういった提案点というものを上乘せしたものが、技術等提案型というものになります。

2の工事の状況、これは工事の規模別の実施状況になりますが、28年度からになりますけれども、長野県の工事発注全数225件のうち、右側、工事計のところにありますけれども、総合評価が40件、全体の17.8%で総合評価を実施しております。

(2) につきましては、これは価格以外点での逆転状況というものを示したものになります。28年、中列の逆転件数というところになります。16件ということで、6月までに40%の工区が逆転している状況になっております。

(3) につきましては、建設工事の価格以外の評価項目の状況になりますが、①工事成績では、外円が応札者の状況、内円が落札者の状況になりますが、工事成績点80点以上の応札者、84.6%に対しまして落札者では92.5%、また②の地域要件では、工事箇所と同一の市町村内に本社がある応札者、38.4%に対しまして落札者は70%ということで、やはり工事成績が高い企業、また地元企業の受注が高いという状況になっております。

12ページ、お願いします。委託の総合評価の状況であります。28年6月までに、総合評価42件実施で、実施率は19.2%になっております。

(2) につきましては、委託の逆転状況となります。16件、39%となっております。

(3) 委託につきましてもやはり業務成績、また地域要件、こういった中で業務成績が高い企業、県内または4ブロックに本社のある企業の受注割合が高いという状況になっております。

13ページをお願いします。こちらは長野県と全国の落札率の推移ということで、今年

の7月に工事及び委託につきまして全国調査を行った結果になっております。

赤枠のところ、上段が工事になりますが、赤枠、長野県、27年度92.7%、全国平均92.1%で長野県が0.6%上回っております。これは記録のある中では、全国平均を初、上回ったものだと思います。

中段に下につきましては委託になりますが、長野県、27年度が84.8%に対しまして全国平均は88.2%、長野県が3.4%低い状況になっておりますが、本年4月の失格基準価格の引き上げに伴いまして、28年6月の状況では89.4%という状況になっております。

説明につきましては以上です。

○事務局

では引き続きまして、物品購入、製造請負、業務委託のうちの施設維持管理業務の入札契約状況についてご説明いたします。

まず14ページの資料3-2、物品購入、製造請負（印刷等）の入札等の実施状況についてご説明いたします。

こちらの資料なんですけれども、表の左側が27年度の実績、右側が26年度の実績となっております。表の一番上の物品購入につきましては、こちらの表に記載のその他のものも含めた区分の中では、件数、金額とも最も多くなっております。こちらの契約件数及び契約金額はごらんとおりでございまして、昨年度と比べまして若干の減少は見られますが、大きな変化はございません。

こちらの表の一番上の行の真ん中のあたり、平均落札率というところをごらんいただければと思うんですけれども、落札率は85.8%と高い率になってございまして、また上から4行目の県内本店というところをごらんいただければと思うんですけれども、こちら県内に本店を有する事業者が、受注した割合なんですけれども、こちらに関しましては、金額ベースで、83.9%が受注しているということになりまして、県内の事業者の受注機会の確保が行われていると考えられます。

続きまして、製造の請負のうち印刷につきましても、件数、金額等はごらんとおりでございまして、昨年度から若干の減少は見られるんですけれども大きな変化はございません。平均落札率は77.5%と昨年度と比べると上昇してございまして、低い落札率が一部には見受けられるんですけれども、全体としては著しい低価格による落札は改善の傾向にあるものと思われれます。また県内に本店を有する受注者の受注割合は89.1%となっております。こちら県内事業者の受注の機会の確保が行われてございます。

その下の作業服の製造や啓発用品、あるいは記念品の作成などの印刷以外の製造の請負につきましても、印刷等と同様な傾向が見られます。

一番下なんですけれども、27年度の合計に関しましては、件数が2,907件でございまして、金額は35億3,000万円余でございました。

続きまして、ページを1枚おめくりいただきまして、15ページの資料3-3、業務委託契約のうち施設維持管理業務の実施状況についてご説明いたします。

こちら、資料の左側、1の(1)に27年度の実績が、(2)に26年度の実績を記載してございます。

まず(1)の一番上の表をごらんいただきたいと思うんですけれども、平成27年度の

施設維持管理業務全体の契約状況についてですが、こちらの施設維持管理業務は、主なものといたしましては清掃・警備業務のほか、消防設備や電気設備等の保守点検、または廃棄物の処理委託等がございます。こちら全体の契約件数が1,159件、契約額は約65億円、平均落札率は90.6%、平均応札者数は2.4者でございました。

(2)の26年度と比較いたしますと件数は84件増えておりまして、金額は23億円の増額となっております。この増額は、これまで下水道公社に一括して管理をお願いしてきました下水処理施設の運営につきまして、平成27年度から県の直営に変わったことにより、こちらの統計上、あらわれてきたものが17億円弱あることなどによります。落札率、応札者数はほぼ変わりありませんでした。一番上の表の合計欄の下に契約方法と受注者の県内、県外との別による内訳がそれぞれ記載してございます。

一般競争入札が金額ベースで74.6%と大部分を占めまして、競争性が確保されているとともに、県内に本店があります事業者の受注割合が68.9%、県内に本店も支店もない受注者割合は5%ということで、県内に本店または支店がある事業者による受注が大半を占めておりますことから、県内受注者の受注機会の確保はこちらでも図られているということが言えるかと思えます。

その下の表は、施設維持管理業務のうち清掃と警備の契約状況を抜き出したものになってございます。契約件数、金額は記載のとおりでございまして、こちら平成27年度に県庁や合同庁舎の警備業務の契約の更新がありましたことなどから、警備業務の契約金額が増加してございます。また清掃、警備、両方とも平均落札率が若干上昇いたしまして、清掃業務が86.1%、警備業務が91.5%と、一部に落札率が低い案件はありますけれども、全体としては著しい低落札等の状況は改善しているものと思われまします。また、こちらは業務の性質等もあるかと思えますが、県内に支店、営業所のない事業所との契約はございませんでした。

続きまして、資料右側のグラフについてですが、上の(1)が平成27年度、26年度の清掃業務の落札率の分布について記載してございまして、下の(2)が警備業務の落札率の分布を記載してございます。縦軸が契約件数、横軸が落札率となっております。濃い色の棒グラフが一般競争入札、薄い色が随意契約、斜線のグラフが指名競争入札の件数をあらわしています。

平成27年度につきましては、清掃業務が最低35.4%から最高100%、警備につきましては、最低36.1%から最高100%となっております。

26年度との比較では、全体といたしまして、落札率が微増したことから落札率の高いほうに件数が寄っているというところがありまして、警備業務につきましても落札率80%以上の一般競争入札の件数が増加するなど、契約状況に若干の改善が見られるかと思えます。

県の入札等の実施状況については以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今ご報告をいただきました県の入札等の実施状況につきまして、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思えます。藏谷委員。

○藏谷委員

2つお願いします。1つ目は9ページ、受注希望型競争入札の状況の説明をいただきました。4、5、6月と平成28年度のデータがございます。昨年度が4、5、6月で約400件弱の発注をいただきましたが、今年度が224件ということで6割弱ぐらいの発注の数字なので、私どもから考えますと仕事の、発注が遅い、出ないという実感がありました。

当社もそうでありますが、4、5月で同札、同じ金額の応札物件が非常に多くて、多分当社は10回ぐらい応札しましたが、6件も同じ数字なんです。何千万円という工事なんだけれども1円まで一緒という、それはもうコンピュータの抽選になるんですが、一つも当たりませんでした。今回、工事の発注量が減って、そういう同札、抽選、くじ引き落札が多いという実感がありますが、224件発注のうち同札入札はどの程度ありましたかというのを、データとしてお持ちでしたら教えていただきたいのが一つ。

それから、この同札、くじ引きというのは入札制度と呼べるのかなという、その疑問も昨今感じているんでありますが、小林弁護士先生のほうのご意見もお伺いしたいなというふうにも思います。

それから2つ目でありますが。

○碓井会長

一つずつ行きましょう。

○藏谷委員

では今のものをお願いします。

○事務局

まず4月から6月の発注件数の関係につきまして、実は昨年、27年度の4月、これ99件ございますが、この半分ほどは前年度の白馬神城断層地震、この関係が40件ほど占めております。というところで、本年度も4月、少ないというご指摘はございますが、今後としまして、7月、8月は大分挽回してくるような状況になると思います。

くじ引きの関係につきまして、27年度は、工事につきまして全体で22%程度、昨年1年間で。それから本年度の6月30日まで若干増えております。30%という状況になっております。

それでくじ引きにつきましては自治法上、問題ないという制度ではあるんですが、くじ引き対策として県としましては総合評価の積極的活用というところで、総合評価でやりますと3~4%ほどがくじ引きになりますので、なかなかちょっと数字が伸びないところですが、総合評価を積極的にしていきたいと考えております。

○碓井会長

皆さんご疑問を持っている、同札というのはなぜ生じるんですか。

○藏谷委員

一番多いのは舗装関係だと思っんです。要するに、工事の種目が少ないんです。例えば普通の建築ですと、すごい工種があるじゃないですか。土工事、鉄筋、型枠、コンクリートなど、内装工事から屋根、板金とか。舗装の場合は少ないんです。路盤工で砂利を埋めてしっかり転圧して、あと、アスファルト合材をやってローラーで転圧すると。ですから単価が全部オープンになっていますから、数量に単価を掛けて経費率をやるわけですから、基本的にはどんぴしゃ出るんです。総合評価の場合はそれぞれ持ち点がありますから、多少変わってくるんでありますが。

そうすると、例えば60者応札をして30者が同札というのものもあるんです。多分、発注者の方はおかしいと思っただけけれども、ではそれにかわるベターな方法があるのかということで、今、お悩みになっていると思っんですが、こういう制度にして久しいわけです。僕らはたまらないんですよ。コンピュータで宝くじを当てるようなものですから。あの工事を受注できたとは言わないんです、あの工事当たったねと言っんです。これはせっかく契約審議会でいろいろな先生がお見えになっているので、そんなご意見もお伺いできればなというふうに思っます。

○確井会長

これは私は全然わからないんですが、西村委員あたりに解説してもらいます。解説とどうか、あるいは疑問かもしれない。

○西村委員

一般論から先に言っますと、いわゆる世の中にある入札のルールで、同点札はくじ引きで決めるというのは一般ルールです。ネットオークションとかも含めて全て、およそそうなっていまして、理論上もそういう処置をするというのが望ましいと、そういう議論になっています。この同額入札ですけれども、これは増加傾向ですか。

○事務局

今年の4月から6月で見たときに、確かに昨年の22%に対して30%と多いんですが、年間を通じては、多分、同じぐらいになるのかなとは思っます。

○西村委員

27年度以前、できれば、相当、昔までさかのぼった傾向を知りたいんです。

○事務局

上がっております。

○西村委員

多分、上がっている理由の大きな部分の一つはこの失格基準のレベルと幅が小さいというのが非常に大きいと思っんです。今、例えばこの2億円以上の規模になっても、失格基準の幅は1,000万円ぐらいしかないんですね。その平均として。

そうしますと、各業者さん、2億円以上の規模で1,000万円なんて、ちょっとどんぶり勘定的に言えばどうでもいいような幅だと思っただけなんですけれども、そこに入らないようにピンポイントで入札しなければいけないという、そういう事態になっている。しかもその失格基準が相当に高い基準になっていますので、100%から失格基準のその最高値までの幅は約7%ぐらいしかありません、金額ベースにして。そこにみんなが一斉に入ってくると。そうすると1円単位まで同額というのは、ちょっと私にはわかりませんが、もしそういうベース価格が業界的にもほとんどブレがないような事態であるとすれば、あり得るかなというふうに思いますので、制度的なことがそういう状況を追い込んでいくという、つまり、逆に言えば入札の機能を阻害していると、そういうふうに言えると思います。

○確井会長

今の議論について何かほかの委員の方からもございますか。これ、私どもよくわからないんですが、県のほうでも、そもそも入札と言えるのかという疑問もあるようですから検討してみてくださいませうか。

いや、形式上は仕方ないということになるのかもしれませんが、何かどこか変だという、藏谷委員のご発言はそういう趣旨ですよ。

○藏谷委員

そうですね。

○確井会長

そんなくじ引きを当てるような。

○藏谷委員

あまりにもその、くじ引き率が30%ですからね。

○確井会長

大変な比率です。

○藏谷委員

27年度、22%でしょ、5つやったら1つがくじ引きでしょ。それで私たちの受注が決まるのかと思うと、何かいたたまれないというか寂しい、せつない思いがあります。

成績で負けたんなら、それを勉強しなければいけないと思いますが、くじ引きで負けてしまったというのが、しかも頻度がこれだけありますのでどこかせつない思いがして、私を含めて、特に本当の技術職あたりは本当に嘆きますね。何かありませんかと思いません。

○西村委員

以前、確か失格基準の議論が出た際に私が発言した記憶がありますが、失格基

準の上限に多分張りつくだろうという発言をした記憶があります。入札行動は合理的に入札しようと思えば、絶対そこに1列に張りつくはずですので、およそ見当つきます。長年、同じような入札を繰り返していますから、これは多分、そうなるべくしてなっていると思います。

○碓井会長

はい。では藏谷委員、次のご発言を。

○藏谷委員

先ほど総合評価の工事の実施状況をご説明いただきました。基本的には、平成28年度は3,000万から5,000万円クラスで、総合評価の発注件数が20%という数字でありますので、今の事務局のお話ですとこの20%を、あるいは1,500万円から3,000万円の13%、この実施率をもっと上げる、総合評価をもうちょっと駆使することによって、とりあえずはこの問題も解消したいという、そういうお話でしょうか。

○事務局

総合評価を増やすだけでは、多分、対応できないと思います。くじ引きは増えているのはこれ全国的な傾向ではあるんですけども、総合評価の目標は一定規模以上の工事であり、また難易度の高いものを対象としていますので、ここで3,000万円、5,000万円のところが20件ほどありますが、工事の内容に応じて総合評価を実施するということで、できるだけそのような活用したいところとは考えておりますが、これだけではくじ引きは減らない状況だと思います。

現在、やっぱり応札者数も多い状況ですので、2年前、25年・26年度のときですと、その前年度末の大規模補正、大型補正ですね、経済対策、こういったものがあるときは事業量が増えると応札者が減って、それで落札率は上がってくじ引きも減るというような状況がありますし、今年大分、現在、7、8月も集中的に発注していますので、ちょっと大きい状況はありますが、総合評価の対応のほか、ちょっと難しいところですが、どんな対応がいいかはまたご意見を伺いながら、一緒に検討させていただきたいと思っております。

○碓井会長

はい、西村委員。

○西村委員

藏谷委員さんの多分問題意識は、入札という競争的な状態が担保できなくなってきたということだと思いますので、総合評価の割合を上げてしまうと、ますますそうなると思います。競争性は失われていきます。

で、逆転率も他の都道府県とどう関係しているのか、そして、この失格基準の上昇傾向とこの逆転件数率はどの程度相関しているのかを、すぐではなくて結構ですので、詳しく知りたい。ちょっとお調べいただければと思います。直近だけではなくて、できれ

ば10年ぐらいのトレンドを知りたいなと思うんです。ゆっくりで、急ぎませんので。

○碓井会長

では藏谷委員、先ほど残した、次のご発言を。

○藏谷委員

それからもう一つは13ページ、平成27年度の平均落札率が初めて全国平均を上回ったという、大変ありがたい数字もお示しいただきました。

ただ、北海道、沖縄、鹿児島を含めて47都道府県の平均値を言われても、経済圏も違いますし、風土も違いますし、生活慣習も違うので、一番知りたいのは長野県に隣接している8つの県であります。この8つの県の平均はお調べいただけますでしょうか、直近で。

○事務局

27年度の隣接8県ですね、隣接8県で93.9%、これは長野県92.7%に対しまして、隣接が1.2ポイント高い状態となっております。

委託につきましてもよろしいでしょうか。委託につきましては隣接県が89.6%、27年の84.8%からは当然高いんですが、28年度の6月、89.4%とこれとほぼ同様、それから先ほど委託の入札の実施状況で、4月には、この引き上げ対象前の3月公告分というのが3分の2含まれております。これを除くと、隣接と同じ89.6%になると思います。

○藏谷委員

ありがとうございます。そちらの数字のほうがピクッと来るんです。ですから、あまり安心はできないので、引き続き、また様子を見ていただきながら意見交換をしていたきたいと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

○碓井会長

ありがとうございました。どうぞほかにご質問、ご意見、野本委員どうぞ。

○野本委員

14ページですけれども、先ほどご説明ありました金額構成比、県内本店のある企業が割合として増えていて、長野県内の企業に集約されてきているというご説明がありましたが、平均落札率を見ますと、県内本店よりも県外本店のほうが高く、そのうち県内支店なしになりますとさらに落札率が高いと。言い方によっては、おいしいところだけ持っていわれているというような感じもしないではないんですけれども、そのところはどのようなふうに分析されていらっしゃるでしょうか。

○事務局

県内支店なしの案件については、例えば印刷ですと95.5%、製造請負で100%という高

い平均落札率になっておりますが、地域要件を外しまして県外までの参加を認めているものというのは、特殊な物品のため対応できる事業所が限られ、県内事業者の参加の見込めないような案件ですとか、県内では複数事業者の参加が見込めないので競争性が確保できず、県外の参加を認めて競争性を確保したいというような案件になります。そうしますと、仕様の中身が非常に特殊なものですから参加事業者も限られる上に高額のものが多いので、結果的に平均落札率はより高上がりになっているというように、見ております。

○野本委員

ありがとうございました。

○碓井会長

ほかのいかがでございましょうか。原山委員どうぞ。

○原山委員

例えば9ページの建設工事で言えば、平成27年度、1,789件の発注があったと考えていいと思うんですけれども、この件数に対して実質的な会社の数、受注したのは何者かというのはおわかりでしょうか。

例えば、何回も落札したところを1者とカウントした場合に、延べではなくて、実質的な会社の数は何者でしょうか。

○事務局

すみません、手持ちはございません。一つ言えるのは、長野県の入札参加者数、工事では2,500者ほどありますけれども、それで大小規模がありますので、全てが、参加資格はあるけれども応札しているとは限りません。

○原山委員

もし可能であれば、極端な話、こういうことはないと思うんですけれども、全部違う会社なら1,789者ということになります、それはないですね。それ以下のはずだと思わないので、どのくらいかなと。どのくらい偏りがあるのかなと思って。

さっきの藏谷さんのご意見で、今年6回、同札があつて、全部外したということなんですけれども、それに関連して公平性の観点から、くじ引きなら公平と言えるかもしれませんが、例えば、逆にいえば、何回もくじに当たった会社がもしかしたらあるかもしれないので、その近々に当たった会社は外れてもらうとか、そういう配慮した形でくじ引きは可能なのか、そのぐらい柔軟性を持ってやってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

先ほどのまずくじ引きの発生率の推移というお話もありますし、今、お求めの落札された会社の実数については集計可能でございますので、次回の審議会で資料提供させていただければと思います。

くじ引きの関係なんですが、受注される方、あるいは応札される方々からすれば、本当にくじで決まってしまうというのは非常に、本当につらいというお気持ちは我々としてもよくわかっているつもりでございます。

ただ地方自治法上、同額の場合にくじ引きによって決めろというのがまず原則論としてありまして、同額だった後に、そこで今度、さらにその中で競わせるという法制度にはなっていないというのが一つの課題かなとは思いますが。

そういう関係がありますので、先ほど峯村から申し上げたように、価格以外の要素を加えられる総合評価を導入すれば、多少は緩和される可能性はあるというお話をさせていただいたところでございますが。

一番は、まずくじ引きがなぜ悪いかというところの、その部分をまず整理しないと、次にくじ引きを減らすのが是だということに持っていけないというのが、実は我々にとって一番の悩みとなっております。

○碓井会長

ほかにかがでしょうか。はい、小林委員。

○小林委員

今、くじ引きの問題というよりは、やっぱり少なくとも入札制度をとっているのに競争原理が働いていないんだらうなというところのほうがもっと深刻な問題。これ私の目線で言えば、少しでも、県民の立場からすれば安い業者が出てきたほうがいい。西村先生も先ほど、失格基準価格を上げればその分、今回5%パッと上がったわけですけども。ここで当然、県民の負担、総額も何億円になるかわかりませんが、その分、県の負担が増えているわけです。本当にそもそも入札制度をとっている意味が、おそらく今、実質的には失われていて、みんなが仲よくうまくやれるような制度、そういうものに徐々に回帰しているのではないかなという危惧を何となく感じる。

そんな、同額なんていういい制度に、今の業者は恵まれているんだからそれ以上のことをやらないでほしいというのが私の考え。もう少し厳しい制度、少なくとも県民の目線に立って、失格基準価格が上がるとポンと上がる、この分が県民の負担になるという観点が、私の中ではちょっと欠けていたので、若干後悔しているというところがあります。以上です。

○碓井会長

はい、吉野委員。

○吉野委員

小林先生はそうおっしゃいますけれども、やっぱり建設業については、大変厳しい制

度なんです、今の入札制度は。予定価格という上限がありまして、それ以上にはやってはいけないということになっている。予定価格というのは一般的な標準の方法で設計をやって積算をして、その価格を予定価格にする。だから、本来だったら100%でもいいんですよ。100%以下というのは本来はおかしいのではないかという議論があり、失格基準というのがこういうふうになってきているわけです。

確かに、競争という意味では非常に薄い競争にはなっていますけれども、業者にとっては大変厳しい条件になります。だから県民にとってどうかというのではなくて、予定価格の100%でいいんですよ、本来は。そういうところをよくわかっていたかかないと、おかしいなと思います。

○小林委員

私も実態的な知識があるわけではないので、前にも言いましたけれども、本当に10年以上前の話で、弁護士会が弁護士会館を建築しようとしたときには、いわゆる官公庁の基準の半分でやってもらえた。だから、私は官公庁の基準と一般の私企業の基準、以前、確か、それはほとんど差がないというご回答をいただいた記憶もありますので、ここでそこを繰り返すつもりはありませんけれども、やっぱり公共工事のほうが減り幅が厚い。そういうお話をすると、そのものの公共性からして、民間の工事であれば多少の被害があってもいいけれども、公の工事であれば大多数の生命、身体に影響するからいけないみたいな反論が一部で来るかもしれませんけれども。

やっぱり、私の頭の中には、できたら実証的に、同じ工事をやった場合に、県の指定する単価と民間がやった場合の工事の単価が本当に同じなのであればおっしゃるとおりで、私は別に異論はないんですけれども。私の頭の中には、やっぱり公共工事のほうが実質的な単価が高い、同じ工事をやったとしての話ですけれども。そこの検証というのができたら、していただけるなり、当然、やってある部署があるとは思うんですけれども、そういう情報が一般的には伝わってこないもので、検証されているのであれば、次回にでもお示しいただければと思います。以上です。

○吉野委員

おそらく事務局からのご説明あると思いますけれども、いわゆる単価については、一般的な調査を、民間のものも含めて行っています。調査をして、それを単価の基準にしているんですから、それをおかしいとおっしゃるのがおかしいのではないかと考えています。これは県からもお話があると思います。

○碓井会長

事務局からもありますか。

○事務局

単価の件でございますけれども、労務費につきましては全国の調査にあわせて県でも調査をさせていただきます。また資材価格につきましても県でそれぞれ価格動向実態調査を毎月行っており、その変動が一定の規模を超える場合には、その都度、単価の変更をす

るという形で見直して行っているところでございます。

○碓井会長

はい、小林委員。

○小林委員

私、実務を知らないので藏谷さんにお聞きしたいんですけども。やっぱり、民間の工事を受注するときには、そういうものを前提に価格を計算して受注をとっていらっしゃるんですか。個人的な質問になるようで恐縮なんですけれども、実態を教えてくださいたいと思います。

○藏谷委員

先生からの意見、前回もお聞きした記憶があります、弁護士会館の話、多分、ダンピング入札です。ダンピングになっています。要するに利益を度外視をして、この仕事をしたという業者が、恥ずかしながら、我が業界では何者かいるんです。私はそういうふうに理解をしています。

今、吉野先生もおっしゃったけれども、一昨年、これ釈迦に説法だけれども、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのが2年前に改正をされまして、改正品確法と言っておりますが、その7条にしっかりとうたってあるんです。発注者は適正な利潤をしっかりと、その予定価格に反映させて発注しなければいけないと法律にうたわれているんです。

それから、今、先生おっしゃったとおり、単価、値段は全部、1年前、2年前のそのデータに基づいて単価を入れていきますから、100%で受注して初めてその単価です。90%でとると、既にその段階で1割引きしているわけでありまして、大変な状況です。それを我が業界は何十年も続けさせられた。そういうもとに、今、どこもそうでしょうけれども若い担い手がいないので、いざ有事のとき、災害を含めて地域は大変なことになるといって、この法律も整備されて、審議会もつくっていただいて今に至っている。

先生の質問に答えているかどうかわかりませんが、多分、それはダンピングでとんでもない受注をしてしまった人のことを先生がしっかりと覚えているというか。

○小林委員

いえ、だから私の質問だけ答えていただければいいんですが。質問したのは、今の民間の工事の受注もそういう公になった単価をもとに積算をしているのが原則というふうにお聞きしておいてよろしいですかということ。それが必ずしも反映されているのかいないのかについて、知識がないので教えていただければと思います。

○藏谷委員

特にそれ建築畑の話だというふうに思いますけれども。建築の場合はそのときのケースバイケースです。いろいろな条件があります。それからメーカー指定というのがあります。いろいろな内容、仕様書というのがあるって、例えば机を置きます。このメーカー

の机を使ってください、あるいは、これと同様のを使ってください。例えばトイレでもいろいろなメーカーさんのトイレがある。どれでもいいかというと、メイドインチャイナでもいいのかという話になってしまう。その辺の内容によってそれこそ違いますので、これ一概には言えません。

公共事業の場合はほとんど、このメーカーに準ずるいいものを使ってくださいと銘打っていますので、その分、単価はやはり上がるのではないかと思います。

○確井会長

なかなか本質に迫る問題があるから、一朝一夕に議論がし尽くせないと思います。その工事、積算価格算定の過程において、私はよくわかりませんが、例えば建設工事の場合には資材が重要なんです。資材についてのディスカウントというものがひよっとして民間ではあって、それが価格算定のときに考慮にきちんと入れられているかとか、学問的にはいろいろ未開拓のところもあるような気はいたします。この論点はこの程度にさせていただいて、ほかに何か。

私から細かい質問で申しわけありません。15ページのこの資料3-3で、例えば、清掃業務と警備業務の平成27年度の最低落札率という欄を見て、随意契約の欄で、例えば上では35.4%、下では警備業務では36.1%、すると随意契約というのは、特定の相手と契約して最初から決め込んでやる契約だとは思いますが、随意契約の場合でさえ何でこんなに低くなるのかというのが私の疑問なんです。教えていただけますでしょうか。

○事務局

随意契約で低落札率が出ているものなんですけれども、こちらの随意契約というものも必ずしも1者と契約するものではございませんもので、見積もり合わせという形で、複数者から見積りをいただいて、見積もり合わせをするという点もあるかと思ひまして、そういったもので下がっているというところが1点あります。

もう1点、こちらの中に県警の業務というものも入っているんですけれども、県警のほうでは公募型見積もり合わせというのを業務委託等でも導入しておりまして、広く一般にこういった業務を行うので見積りを出してくださいというものを公告いたしまして出していただくという制度もございます。

○確井会長

わかります。そうすると、特命随意契約のようなものを想定して、私、質問してしまっただけなんです。実は競争的随意契約というのが含まれていると、こういうふうには理解してよろしいですか。

○事務局

そうですね、その関係で下がってしまうというところはあるかと思います。

○確井会長

そうですね、はい、わかりました。ほかに何かありますでしょうか。

それでは、ただ今の入札の実施状況等については、ご報告いただいたということにさせていただきます。

イ 企業局における新たな発注方法の取組（配水池等不断水清掃における最低宣言価格制度の導入）について

○確井会長

次に、企業局における新たな発注方法の取組（配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入）について、まず事務局からご報告をお願いします。

○事務局

それでは16ページ、資料4により、企業局における新たな発注方法の取り組みについて説明させていただきます。内容が配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入についてでございます。

まず配水池なんです、配水池は浄水場でつくられた水道水を各家庭へ送るために、山の上などの標高の高い場所に一たん貯めるための施設でございます。配水池の内部には、長い間に水道水の中に含まれる鉄分だとか、あと砂等が徐々に堆積いたしまして、それが増えることによって各家庭に運ばれていくリスクが高まるため、企業局では堆積状況を確認しながら定期的に配水池内部の清掃を行っております。

清掃方法は配水池の水をからにして行う方法もあるんですが、小さな配水池では各家庭への断水が必要であったり、配水池をからにするために、長い間、使用していなかったバルブ等を操作することによって赤水を発生するリスクがありますので、現在では全身を消毒した潜水士が堆積物を巻き上げないよう、特殊な吸引用具で除去する不断水清掃を適用しているところでございます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。資料4をごらんください。

まず1の目的でございます。先ほど申し上げたように、県企業局が所管する配水池等の水道施設の潜水士清掃工法による不断水清掃業務におきまして、適正な履行が通常見込まれない金額での契約の防止を図ることにより、適正な利潤確保による受注企業の育成と、あと住民生活に密着している水道水を安全に供給するための業務を確実に遂行してもらうことによる県民福祉の増進という、地方公営企業法で規定しております企業局の役割を果たすこととしております。

2番の概要でございますが、配水池等の水道施設における不断水清掃業務なんです、これは水道事業独自の業務でありますものですから、最低制限価格制度実施要綱に準じまして企業局で要領を定め、実施していきたいと考えております。これは資料の上のほうに記しております長野県の契約に関する取組方針の18番に沿った取組となっております。

3の対象になる業務でございますが、入札による配水池等の水道施設の潜水士清掃工法による不断水清掃業務でございます。

4の予定価格及び最低制限価格の設定方法でございます。予定価格につきましては、積算体系につきましては社団法人日本水道協会が示しております、水道施設維持管理等

業務委託積算要領案というのがございまして、これに基づき積算を行いまして、このうち労務単価につきましては最新の県建設部実施設計単価を適用し、特殊な業務、あと機材は見積りにより価格を設定します。

これに対しまして最低制限価格ですが、積算体系は予定価格算定と同じ基準でございます。労務単価及び見積りによる項目につきましては、既に契約・検査課で定めた庁舎の設備管理業務の最低制限価格算定基準での算出方法を参考にさせていただきます。一定比率を低減し、実施設計単価と置きかえて算出したいと考えております。この算出の結果、最低制限価格が予定価格の10分の6に満たないとき、または10分の8を超えてしまうときにはそれぞれ予定価格の10分の6、または10分の8といたします。

今回の算定方式で試算した結果なんです、予定価格に対する最低制限価格の割合なんです、70%台前半ぐらいの数字になるのかなと考えております。

最後に適用時期ですが、今年度の対象案件から実施することといたします。

以上、説明を終わりにさせていただきます。よろしく申し上げます。

○碓井会長

はい、ただ今ご報告いただきました企業局における新たな発注方法の取組（配水池等 不断水清掃における最低制限価格制度の導入）につきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言願います。

○西村委員

考える前提自体がよく理解できていないので、質問なんですけれども、これを導入しない場合に、どういう支障があるのでしょうか。

○事務局

実はこれ1年間に2カ所か、もしくは3カ所ぐらい清掃業務をやっているんですけれども、近年、落札率が非常に低い状況が見受けられましたものですから、そういう場合に、現在、現地作業は1日か2日で終わる作業なんですけれども、その都度、手抜き作業がないかということを監督員、職員が現地ですべて監視するという方法で、監督強化を行いながら実施を見守っておりました。実際、手抜きとかそういうことはなかったんですけれども、最近、こういう傾向が出始めてきており、先ほど申し上げました目的と合致していない適正な利潤が確保できていない契約が見受けられるような状況でございましたもので、こういうことを今回、考えた次第でございます。

○碓井会長

湯本委員。

○湯本委員

今、やっているその業者は、これが特殊な工法だったかどうかよくわからないんですけれども。例えば県内で本当に特定の業者しかこれは受注できない。具体的に言えば、例えば昨年の契約の状況でいくと、今の入札方式自体がよくわからないんですけれども、

こういった入札方式で、具体的に県内でどれくらいあってというようなことはどうなるんでしょうか。

○事務局

これは一般競争入札でやっております、潜水土による不断水清掃業務の実績がある者という実績要件つきでやっておりますが、県内本店で実績がある業者としますと4者程度しかないのかなということでございます。

○確井会長

よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょう。

先ほどの西村委員のご質問ですけれども、私もよく、この取組方針を議論する際、細かく見ていなかったのも、この取組方針の18のところでは既に我々は最低制限価格制度、またはこれの導入を拡大するというのを掲げてしまっているわけです。だから、そこで本当はよく議論しておく必要があったかもしれません。今、どの程度の低い落札率なんですか。

○事務局

平成23年度ごろから20%台の落札率が出てきまして、25・26年度になりますと、実際、落札率が一桁というような状況でございました。

ということで、これは問題があるということ認識しております。それ以後、今回の最低制限価格制度というようなことを検討した上でやっというふうなことで、今回、提案させていただいている次第でございます。

○確井会長

どうぞ、湯本委員。

○湯本委員

この予定価格の算定のところを見ると、業者の見積りというふうになっていますよね。今はどういう状況で積算されているのかよくわかりませんが。

これ思うに、業者見積りをとったときに、低く入れても結果的に今の予定価格の10分の6、あるいは10分の8に限定するという、こういう思いなんだろうなというふうには理解できるんですけども。

現状は、積算を業者見積りでおやりになっている。そういう中で、今のその20%台の、そういう札が入ってくるということでしょうか。

○事務局

積算自体は日本水道協会が示している要領でやっておりますけれども、その中で公表されていない単価というのがありまして、潜水土の、潜水のための服だとか吸引道具だとか、吸引した後の汚泥処理費等について見積りをとっております、見積り自体は、

入札実績のある業者からとっております。その見積価格自体はどの業者もそれほど変わらない数字で出てきております。実際、入札してみると、予定価格よりはるかに低い金額で入札しているというような状況でございます。

○確井会長

そういう業種というのはほかの事業も兼ねている業者と考えていいんですか、それとももっぱらそういうことをやっている、その辺はどうなんですか。

○事務局

水道の専門業者もおりますし、一般の建設業者もおり、さまざまいる状況でございます。

○確井会長

西村委員、どうぞ。

○西村委員

一般的に利益を度外視した低落札を狙った入札行動というのは、競争性が激しいときに見られるのが一般でして、4者しかないところでそういうことが起きるということはとても不自然なので、先ほどの見積り、積算のやり方に関してもそうなんですけれども、これ本当にこの最低制限価格を導入することが、それに効くのかということ自体がちょっとわからない。ですから、内容をもう少しお調べいただくのがいいのかなと思います。

例えば、他の県の同じような業務で、実際、落札した金額ベースなりが、大体同じなのかどうかとか、そういう調査が必要じゃないんでしょうか。

○事務局

県内本店で実績のある業者について先ほど4者と申し上げたんですが、入札に当たり実際、4者だけでは少ないことから、県外本店も含む地域要件にしておりまして、実際、応札者はその4者以外でもあるというような状況でございます。

○西村委員

何者ぐらいですか。

○事務局

そのときによって違うんですけども、大体、今まで2者から6者ぐらいの間で応札があります。県内業者でも応札がない業者もあります。

○西村委員

ちょっと不自然ですよ。

○碓井会長

野本委員、どうぞ。

○野本委員

すみません、先ほど聞き漏らしてしまったかもしれないんですが、特殊な業務、機材が見積価格により設定するとあるんですが、これは業者の見積りということで、その業者が入札に入ってくる場合もあるわけですよね。それは1者とか、あと数者からとったりとか、そういった状況はいかがでしょうか。

○事務局

実際、見積りは5者からとっておきまして、入札に参加している業者からもとっております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。報告事項ではありますが、なかなか。

○野本委員

よろしいですか、その見積りの価格のばらつきというのはどうなんでしょうか。

○事務局

見積り自体、それほどばらつきはないです。どの業者に関していっても、見積り、ばらつきがほとんどない状況でございます。

○野本委員

なぜこんな質問をしたかという、応札する業者が見積り高く設定して、それでかなり低く落札しても利益が出るというような状況がないのかなど。

西村先生も多分、そういう趣旨でおっしゃったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村委員

業者数が少ないので、そういう「あうん」の呼吸があるとは思いますが、それでも。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

実は取組方針の最低制限価格について議論する際に、私は建設工事の場合は下請へのしわ寄せなり、あるいは品質確保なりの点で、なかなかでき上がったものでも、悪いのかどうかわからない場合がありますということを上げました。

この清掃なり印刷なりについて、建設工事と同じかなという疑問がちょっとあったんです、取組方針を書く際に。実はそういう清掃とか印刷とか、建設工事のほかについて

は、多少、競争性にも配慮しつつというような文言を入れてほしいと言ったことがあったんです。そのときは事務局から削られてしまったんですけども。ですから、清掃なり、あるいは警備なり、あるいは印刷なり、出来方といたしますか、品質の確保自体については、もう目で見ればわかるはずですよ。

ですから、その辺のところを、単に下請というか、労務者なり労働者なりへのしわ寄せが行かない形でやるなら別なんです。そういう方法もあるかもしれません。全て本当に最低制限価格なりでくくっていいのかという、疑問が少しあります。私は建設工事とはちょっと違うかなという気はしております。

○碓井会長

はい、ほかにいかがでしょうか。これは、取組方針について我々がゴーサインを出した以上、あとは実行の問題だからご報告を承っておけというご趣旨での今日の会議次第ですが、これは事務局どうですか。

あるいは、せめて妥協として試みにしてもらいたいという気はします。その結果を分析する、これを今後ずっと行くぞと言われると、何となく待てよという気がします。

○事務局

ありがとうございます。今、聞くと、どうしても近々にやらなければいけない、多分、その配水池に砂がたまっているということだと思いますけれども、それが1件ということですよ。

今、委員長さんからお話ありましたが、試行的にやってみて、次回の審議会にその結果も踏まえて、今日の資料もかなり説明不足の感が否めないような気がしておりますので、改めて、試行させていただいて、その結果も含めて、もう一度報告をしていくと。こんなような形でご容赦いただければと思いますけれども。

○碓井会長

まだ閉じませんからどうぞご意見を出していただいて、今のような、もし方向でまとめていただけるならまとめたいと思いますが。どうぞほかのご意見、西村委員。

○西村委員

お立場はわかるんですけども、例えば試みにやって、最低制限価格等を導入すればその分だけ底上げされて、そこに張りついた結果が出ると思うんです。その結果を見て何か新しいことがわかるかという、多分わからないだろうなという予測があります。

この項目、18に拡大するというふうにももちろん方針は決めましたけれども、その対象に何でもかんでも入れていいということにはならないと思います。ちょっと言ってしまうんですが、吉野委員さんのように建設だけを特別扱いするべきだとは私は絶対に考えませんが、それにしても違う、これに当てはまらないものがいっぱいあるだろうと思いますので、その件で審議するのがいいのかなというような、今のところそんな気がするんです。

○事務局

すみません、今、一桁台という話が説明の中にありましたけれども、人件費を割っている状況だと思います。

要は一桁だと人件費分に満たないというふうに思われますので、見積りの予定価格に対する構成比が少ないとか、ほとんど人件費と歩掛によるものとか、その辺の説明だけ再度詳しくさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局

構成項目の中で人件費の占める割合というのは大体、積算上3分の1ぐらいでございます。

具体的に数字を述べさせていただきますと、例えば平成26年度の業務でございますが、予定価格1,328,400円に対しまして、契約額が75,600円、落札率5.7%というような実態、これ一番最近の例でございまして、明らかに労務費も割り込んでおりまして、適正な利潤が確保できないような状況かなというふうに見受けられる次第でございまして、何らかの対応等が必要だと考えておる次第でございます。

○西村委員

いつも同じ業者が落札しているのでしょうか。

○事務局

業者はそのときによって違います。変わります。

いつも同じ複数の業者が低価格で入れてきますので、だから、そのときによって落札業者が変わっております。

○碓井会長

ちょっと質問ですが、そういう場合の低入札価格調査はしていないわけですか、今は。

○事務局

現状ではしておりません。

○西村委員

いつも同じ業者が低価格入札をするんですか。

○事務局

そうですね。特定の2～3者が安い金額で入れてきて、その入れた金額のうち低かった業者が落札しているというような状況です。

○西村委員

何か制度の問題じゃないような気がしてきました。特定の業者の問題のような気がします。

○碓井会長
どうぞ。

○藏谷委員
いいですか、一つだけ。それ、誰が考えても不自然ですよ。それに対して調査というか、聞き取りはされましたか、発注者として。

○事務局
実際ここで、こういう事態になって問題意識というのは感じておりますけれども、具体的にどうしてこういう金額になっていること自体は調査しておりませんで、実態として、作業しているときに現地に職員が立ち会って、そういうしっかりと施工しているか、というような確認をしておるといような状況でございます。

○碓井会長
というわけのようです。どういたしましょうか。吉野委員。

○吉野委員
本来だったら、ロア・リミットというよりは、低入札価格調査制度を導入したほうがいいんじゃないですか。

○碓井会長
少なくともそうかもしれませんね。

○吉野委員
そう思いますよ。それで調査をすべきではないですか、そういう場合。ちゃんと履行ができるかどうか、障害があるおそれがあるというんだったら落札させなければいいんです。ロア・リミットを入れるかどうかの問題なんだから。単純にロア・リミットに結びつけなくてもいいじゃないですか。
どうも長野県の場合は、低入札価格調査制度を使って失格基準価格を入れているのが、ちょっと気にはなっています。

○事務局
すみません。今、委員の皆さんのご指摘もありましたものですから、今、最低制限価格ということをご提案させていただいておりますけれども、低入札価格調査制度なども検討させていただきたいと思っておりますので、また改めてご報告させていただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○碓井会長
私は冷たい言い方をしますが、私たちは審議会に諮問されているに過ぎませんので、

諮問機関の言うことを聞かなくても結構なんで、どうぞそこは、もし行いたいならやっ
てくださって結構ですけれども、参考にしてください。大変冷たい言い方で申しわけあ
りません。

それでは、この件はこの程度にさせていただきます。

ウ 清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について

○確井会長

次に報告事項のウ、清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査につ
きまして、事務局からお願いいたします。

○事務局

17ページの資料5をごらんください。

取組方針の76番で明記しております、清掃、警備などの適正な予定価格の設定と、最
低制限価格を導入して適正な賃金水準を確保していくという取組の調査結果でござい
ます。

清掃業務、警備業務、設備管理業務において賃金実態調査を、昨年度に引き続いて今
年も実施しましたので、その集計をご報告させていただきます。

目的としましては、取組方針にのっとって低入札価格制度等の具体的な数値設定のた
めの基礎資料というふうに考えております。

対象ですけれども、予定価格100万円以上と記載してございまして、一般競争入札で行
う業務ということです。それと警備業務につきましては常駐警備ということで、人的な
警備を主とする業務に限定して調査をさせていただきました。

昨年の調査から清掃では施設2カ所増、警備が6カ所増、設備管理につきましては、
昨年度調査しておりませんで、11カ所が全く新たに調査を行ったということです。

調査結果の概要ですけれども、回答状況は表に記載のとおりですが、無回答とありま
すのは調査を拒否された者があったということです。

(3)の調査結果、賃金実態調査の結果でございますが、記載のとおりですが、昨年
度と比較して、平均年齢、平均勤続年数、就業形態、給料形態につきましてはほとんど
変化がございません。ただ、警備の平均労働時間が増加しております。ちなみに昨年度、
警備の平均労働時間が1日当たり7.9時間でしたが、今年度調査結果は10時間と延びてお
ります。

平均賃金につきましては基本給のみの集計でございまして、住宅手当、通勤手当、家
族手当、賞与などは除かれております。昨年度と比べて、清掃につきましては32円増額
になっております。警備につきましては31円減、設備管理については初めての調査です。

右側のほうに行きまして分布状況ですが、全ての支払いで最低賃金は守られておりま
した。ただし、最低の賃金で働く方々の割合が依然多い状況が確認できます。

(5)の職種別平均賃金ですけれども、職種の清掃員A、B、C、警備員A、B、C、
保全技師補、保全技術員、保全技術員補、それぞれの業務内容の区分につきましては、
次ページの18ページに技術者区分が記載してございまして、国の基準をそのまま適用し

て調査しております。

国の基準での設計労務単価の比率、労務単価の比率に比べまして、例えば清掃員Cに対する清掃員Bの金額の割合、あるいは清掃員Aの金額が増える割合というのが、実態は設計単価よりかは開きが少ないという状況が全ての職種において確認できているところです。

(6)の就業形態別平均賃金ですけれども、清掃は非正規の割合が多く、時給も低い、昨年調査と比べましても、清掃の場合は正規職員が減になっておりまして、非正規が増えている状況です。

警備は正規の職員の割合が多いんですが、基本給に格差がなくなってきたということなんです。

設備につきましても非正規の職員が多いということですが、3つの業態の中では基本給が一番高いとなりました。これらの調査結果につきましては、国の保全労務単価とストレートに比較するには手当等のデータを考慮しないと比較できないということがございます。支払いの実態と契約額との関係をこれから整理して、考察していきたいと考えております。

昨年度調査結果と比較しながら、最低制限価格の設定の資料となる建築保全業務積算基準による予定価格との差を考慮して、より適切な契約の資料としていきたいと考えております。説明は以上です。

○確井会長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今のご報告についてご質問、ご意見等がありましたら、吉野委員。

○吉野委員

調査の設計を教えてください。

非常に詳しい調査のようですが、これは、施設数を合わせた58業者に対しておやりになったんですねというのが一つです。

それから賃金実態調査について、それぞれの清掃員なり、警備員なり、設備管理員については、別添の技術者区分に沿って、皆さんお答えいただくようになっているんですねというのがもう一つあります。(5)の職種別平均賃金で、清掃員A、B、C、あるいは警備員A、B、C、設備管理業務も技師補、技術員、技術員補となっていますので、そういう分け方でちゃんと調査をされたのかというのが2点目。

それから3点目ですが、これで回答を求めたものに対して、おそらく正直に答えているんだろうなと思いますけれども、その辺はどう受けとっていらっしゃるか、3点お伺いしたい。

○事務局

業者につきましては、吉野委員のご発言のとおりで58業者。清掃につきましては、清掃と設備管理を一括発注している契約もありますので、それが同じ業者さんです。警備につきましては警備業の業者さんになります。

2点目の技術者区分ですが、実はこの表を示して、こういう区分で報告を求めてはおるんですが、受注された方の報告については、正直いって、この資格まで確認した上で報告していただいているかは確認しておりません。ほとんど経験年数を見て、受託された業者は振り分けていただいているのではないかというのが正直なところです。

それと3点目は何でしたか、すみません。

○吉野委員

いや、正直に答えていると受けとっていらっしやいますか。

○事務局

はい、それにつきましては、調査をお願いするときに、賃金台帳と照合させていただく場合がございますというふうに書いてお願いしてございます。実際、今年度はまだ台帳等の調査、整合を確認しているわけではございませんが、こちらからそういうお願いをして、正しく書いていただきたいというふうにお願いはしました。

○確井会長

ほかに、湯本委員。

○湯本委員

(3)、そして(5)(6)のこの金額なんですけれども。平均賃金、あるいはその時間給が書いてありますが、これはそれぞれの会社の規定上の賃金を言っているのか、実際に支払われた賃金を言っているのか、それをお聞きしたい。

それから(3)の警備員全体というところの、この平均労働時間が10時間となっていますけれども、これはもちろん会社の規定か、それとも実質支払いによって違うんでしょうけれども。通常8時間が基本だと思うんですけれども、こちら辺の考え方はどうなっているのか、お聞きしたいんですが。

○事務局

賃金の単価につきましては、調査の中で、お一人お一人について基本給が幾らか、そこに手当があればお幾らかというふうに書いてもらうようにしてありまして、内容的にはお一人お一人違う会社もございますし、働いている方で、今回の調査は県の業務を請け負っていただいた会社に、その5月ひと月分で、その会社で働いていただいた方の個別の賃金の報告をいただいております。

○湯本委員

実際に払った賃金ということですか。

○事務局

そういうことです。

警備の10時間につきましては、単純にというか、調査のお願いが、月何時間勤務され

ましたかという、そういう集計をお願いして、それを働いた勤務日数で割り返したものを平均して記載してございます。

警備につきましては、だから10時間が正規の労働時間ということではなくて、残業も含めたり、あるいは勤務形態で4時間働いて休んで、また4時間働いて休んで、で、もうあと1時間働いたとか、そういう集計もあると思っております。

○湯本委員

単純に平均をされているということですね。

○事務局

そうです。

○湯本委員

そうすると、今のこの平均の賃金についても中身はよくわからないというか、さっき実際に支払われた金額とおっしゃいましたので、単純に時間で実際に支払われた賃金を割り返したというイメージですか。

○事務局

そうです。時給で雇われている方は時給を書いていただいておりますし、月給制だという方については、働いた時間で時給に割り返させていただいております。

○湯本委員

なので、単純に言ってしまうと、正規の職員で月給なり何なりということになれば、例えば超過勤務の手当等については実質支払われた額に含まれている、それを単純に実際の時間で割り返すと、本当の意味でいくと835円より安くなる可能性はあるということではないですか。本当の正規の時間としてカウントすれば。

細かい話で申しわけないんですが、そういうことで捉えてしまっているのか。割増分が別、俗に言う、時間外勤務手当として別置きにされているのかによっても違うんですか。

○事務局

ええ、時間外勤務手当とかは別です。

○湯本委員

別なんですね。では、わかりました。

○碓井会長

ほかに何かありますか。

それでは、これは伺ったということにさせていただきます。

(エ) 平成27年度週休2日を確保するモデル工事について

○確井会長

それでは最後、報告事項の(エ)平成27年度週休2日を確保するモデル工事について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

週休2日を確保するモデル工事の実施状況について、中間報告をさせていただきます。19ページ、資料6をごらんいただきたいと思います。

この工事につきましても、長野県が進めております建設業の経営と安定、労働環境の整備を一体的に進める取組の一つとして、モデル工事を通じ建設現場における週休2日の取組を発注時点から促し、その取組実績に応じて工事成績を評価することで意欲を増進させ、週休2日を普及すること。また、現場に携わっていただいた方の声をお聞きし、建設業の労働環境の改善の支援策を見出していくことを目的としております。

取組内容については2に記載してございます。簡単に申しますと、入札時点において入札公告を明示し、現場の着手のときにモデル工事であることを記載した掲示板を現場に表示します。そして竣工時に下請さんの技術者、作業員の方、そして発注者を対象としたアンケートを実施し、また取組状況に応じまして工事の成績評定を加点をするという形でございます。

中央の上にあります写真が、小布施町で今回のモデル工事に取り組んでいただいた現場でございまして、モデル工事の掲示板等がされている状況でございます。

昨年度、4月以降、建設部、農政部、林務部所管の36現場を対象にこのモデル工事を実施しており、その所管別、工種別、請負額別の該当工事の内訳につきましては、3の実施状況に記したとおりでございます。

このうち、34の現場が8月31日までに竣工しまして、その竣工時に回答がありましたアンケートについて中間報告を行いましたので、その状況についてご報告をいたします。

アンケートは現場で働く技術者、作業員の方を対象にできるだけ多くの方にご回答いただくようお願いしまして、その結果、192人の方から回答をいただいております。

4のアンケートの結果でございます。週休2日の確保状況ですけれども、工事現場としましては、竣工している34現場の全てで週2日の休工日を予定どおり休工ができました。しかしながら、現場で働く技術者の方や作業員の方については、現場の休工日を全て休めたという割合は61%と、低くなっている状況でございます。

右のページをごらんください。Q1でございます。予定した休工日どおりに休めなかった理由をご回答いただいておりますけれども、技術者、作業員を合わせてですが、休工日に「他の現場に従事していた」という回答が64%を占めております。

2番目のQ2ですけれども、週休2日についてどう思っているかとお聞きしたところですが、技術者の方では「週休2日はメリットが多い」「どちらかというともメリットが多い」という肯定的な意見が約3割、31%になっております。しかしながら、作業員の方では「不要」、「そこまでは不要」という否定的な意見が6割程度と高くなっております。

Q3でございます。週休2日の効果や課題を聞いたところ、「体を休められた」とか「家

族との時間が増えた」といった週休2日の効果を感じた方がいる一方、「支出が増えた」とか「収入が減る」といったデメリットを感じた方がおられました。

簡単ではございますけれども、状況としてご報告をさせていただきました。

○確井会長

ありがとうございました。ただ今のご報告について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。吉野委員。

○吉野委員

簡単な質問で恐縮ですけれども、Q1に全92票の回答とありますけれども、これはアンケート結果の週休2日を確保できなかった労働者、61%を100%から引くと39%ということによろしいんですね。そうすると75人ぐらいになるんですけども、92票というのはどこから出てきているんですか。

○事務局

複数の回答があったと思いますので、お待ちください。

○吉野委員

何票というのは複数回答も含めて何票というんですか。

○事務局

92票というのは、今回192名の方から回答をいただきましたが、予定どおり休工日が休めなかった方という方がおられましたが、その方の回答を92票いただいたということがあります。そのうち64%が多分、「現場に従事したため」と回答しています。

○事務局

すみません、ここら辺の数字の整合性、きちんと確認させていただいて、正しい数字というか、表現で整理させていただければと思います。

○確井会長

ではしばらく確認していただいて。原山委員。

○原山委員

4番のアンケート結果なんですけれども、週2日の休工日を確保できた現場が100%となっていますね。ということは、全部の現場で週休2日をしたと理解してよろしいんですか。

○事務局

現場自体の休工日を設定して休まれたのは100%、34の現場アンケートの集計をとっていますけれども、その現場では全て休工日を確保できたということでございます。

○原山委員

でも、本当はその週休2日を確保できた労働者が62%ということが私にはよくわからないんですけれども。全部、100%確保できないとおかしいんじゃないかなと。

○事務局

労働者の方がその現場ではなくて、他の現場で働いていた場合があります。

○原山委員

ここは休んだけど、米印で「現場の休工日を全て休んだ技術者及び作業員」と書いてあるから、この現場で休んでいるわけですよね。

他の現場に出たとかは関係ないじゃないですか。この米印があつて、そういうふうに理解したんですけれども。

○事務局

表現が、適切でない部分があると思いますので、もう一度、整理させていただきたいと思いますが。

その現場自体は週休2日の休工日としたのですが、そこで働いている方は現場は休みでも、他の現場で作業をされて、または、会社等で書類整備をしていた場合があったということです。

○確井会長

米印の表現を正確にしたほうがいいのかもかもしれませんね。

○原山委員

私が勘違いしていると思うんですけれども。

これは、中間報告ですけれども、結論的にはこのクエスチョン1、2、3で、どんな感じの結論が今の段階で導き出せそうですか。

○事務局

今の段階でというのは非常に、これ34現場だけですので、ただ、今年も事業を、対象をやっておりますので、それも含めてまとめられればなというふうに思います。

現場は対応ができますけれども、特に作業員の方は、まだまだ週休2日に対しての理解が得られていないのかなと感じます。それに対しての何らかの対策が必要なのかなと、個人的には思っております。

○原山委員

何となく、Q3、週休2日のほうが不利だ、そんな感じですね、労働者にとっては、もう週休2日といわず働きたいと。給料を確保したいという。

○事務局

今の現状だと、そういう意見もかなり多くあるのが正直なところだと思います。ただ、それでいいのかという問題がありますし、それに対しては何らかの方策が必要であると思います。

○碓井会長

ほかに何かご質問ございますか、よろしゅうございますか。野本委員どうぞ。

○野本委員

私の印象なんですけれども、右のほうの一番下のグラフで、どんな課題があるかで「余計なお金を使う」「給料が減る」、これを理由にしているということは、本当は週休2日とりたいけれども、なかなか経済的にそうもいかないんじゃないかなと。やむなく休めないであろうという消極的な理由というか、そういう感じがしますね。感想です。

○碓井会長

では、よろしゅうございますか。はい。では、これは承ったということにさせていただきます。

このほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして予定した議事、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、事務局のほうでへお返しします。

5 その他

○事務局

碓井会長さん、ありがとうございました。それでは次第の5、その他でございます。

まず事務局のほうから、次回の契約審議会の開催予定についてですが、メール等で予定等を委員さん方にご照会したところ、一番多くの委員さんがご出席いただけるということで、11月7日を予定させていただきたいと考えております。また準備が整い次第、日程調整等のご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、会議の閉会に当たりまして、清水会計管理者兼会計局長から本日のお礼を兼ねまして、ごあいさつ申し上げます。

○清水会計管理者兼会計局長

前回に引き続き、幅広い観点から熱くご議論いただきまして、誠にありがとうございました。いただいたご意見、十分斟酌させていただいて、私ども事務事業を進めてまいりたいと思います。

また、資料2の中に非常に初歩的な間違いが多々ありましたが、この辺については、十分、精査させていただいて、正しい形に訂正していきたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。

6 閉 会

○事務局

以上をもちまして、平成28年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。